



当座勘定規定

この当座預金は、本店のみで預入れまたは払戻しができます。

またこの当座預金は、預金保険の保険対象外でかつ「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」の適用対象外です。

第1条 (反社会的勢力との取引拒絶)

この預金口座は、下記第 21 条（解約等）第 3 項各号のいずれにも該当しない場合にご利用頂くことが出来ます。第 21 条第 3 項各号の一つにでも該当する場合は、本店はこの預金口座の開設をお断りします。

第2条 (証券類の受入れと円貨換算入金)

- (1) この預金口座に受入れることができるものは以下の通りです。
 - ① 手形、小切手等で本店が認める証券類（以下「証券類」という。）を受入れます。但し、預金としての受入れは、取立ての上その決済確認後とします。
 - ② 外貨現金は受入れません。また円貨現金を受入れる場合は、本店所定の為替レートで換算した外貨を入金します。
- (2) 手形要件（特に振出日、受取人）、小切手要件（特に振出日）の白地は予め補充しておいてください。本店は白地を補充する義務を負いません。
- (3) 証券類のうち裏書、受取文言等の記載の必要があるものは、その記載を済ませておいてください。
- (4) 手形、小切手を受入れる場合は、複記のある無しおよびその内容にかかわらず、本店所定の金額欄記載の金額によって取扱うものとします。
- (5) 証券類の取立てのため、特に別途の費用を要する場合には、本店の店頭表示の代金取立手数料に準じてその取立手数料を頂きます。

第3条 (本人振込、第三者振込)

- (1) 当座預金への振込について、振込通知の発信金融機関から重複発信等の誤発信による取消し通知があった場合には、前条と同様に扱います。
- (2) 第三者が本店で当座勘定に振込をした場合に、その受け入れが証券類による場合も、前条と同様に扱います。
- (3) 当行の他の本支店または他の金融機関を通じて当座預金に振込みがあったときは、本店で入金記帳したうえでなければ、支払資金としません。ただし、証券類による振込みについては、その決済の確認もしたうえでなければ、支払資金としません。

第4条 (受入証券類の決済、不渡り)

- (1) 本店受入れの証券類は、本店で取立て、不渡返還期限の経過後にその決済を確認した上でなければ、受入れた証券類の金額にかかる預金の払戻しはできません。なお、本店を支払い場所とする証券類を受け入れた場合には、本店でその日のうちに決済を確認した上で、支払資金とします。
- (2) 受入れた証券類が不渡りとなった場合は、当該金額は預金として認識されません。この場合は、本店は直ちにその旨の通知を預金者の届出住所宛に発信するとともに、当該入金額を普通預金元帳から引落とし、不渡りとなった当該証券類は本店より預金者に返却します。

- (3) 前項の場合、当該顧客より予め書面による依頼がある場合に限り、当該不渡り証券類に関し権利保全手続きを行います。

第5条 (手形、小切手の支払)

- (1) 小切手が支払いのために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払いのために呈示された場合には、当座勘定から支払います。
- (2) 前項の支払にあたっては、手形または小切手の振出しの事実の有無等を確認すること（その旨について書面の交付を求めることを含みます）があります。
- (3) 当座勘定の払戻の場合には、小切手を使用してください。

第6条 (手形、小切手用紙)

- (1) 当店を支払人とする小切手または当店を支払い場所とする約束手形を振出す場合には、当店が交付した用紙を使用してください。
- (2) 当店を支払い場所とする為替手形を引き受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であることを確認してください。
- (3) 前2項以外の手形または小切手については、当店はその支払いを行いません。
- (4) 当座預金から支払をした手形または小切手のうちに、本人が振出したものではないものや改ざんが疑われるものがあつた場合には、直ちに当店宛に連絡してください。
- (5) 手形用紙、小切手用紙の請求があつた場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。
- (6) 当座預金から支払をした手形または小切手の用紙はその支払日から3か月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。
- (7) 前項の期間を経過した場合において、本人から請求があつたときは、当行所定の手続きによって当該手形または小切手の写しを交付します。ただし、当行が定める写しの保管期限を超過した場合は、その限りではありません。

第7条 (支払いの範囲・選択)

- (1) 呈示された手形、小切手の金額が当座勘定の支払資金を超える場合には、当店はその支払い義務を負いません。
- (2) 手形、小切手の金額の一部支払いは行いません。
- (3) 同日に数通の手形、小切手等の支払いを行う場合に、その総額が当座勘定の支払資金を超える場合には、そのいずれを支払うかは当店の任意とします。

第8条 (過振り)

- (1) 前条の規定に関わらず、当店の裁量により支払資金を超えて手形、小切手の支払をした場合には、当店からの請求があり次第、直ちにその不足金を支払ってください。
- (2) 前項の不足金に対する損害金の割合は、年率14%（年365日の日割り計算）とし、当店所定の方法によって計算します。
- (3) 第1項により当店が支払いをした後に当座勘定に振り込まれた資金は、同項の不足金に充当します。
- (4) 第1項による不足金、および第2項による損害金の支払いが無い場合には、当店は諸預かり金その他の債務と、その期限のいかんに関わらず、いつでも差引計算をすることが出来ます。
- (5) 第1項による不足金がある場合には、預金者本人から当座勘定に受入れまたは振り込まれている証券類は、その不足金の担保として譲り受けたものとします。

第9条 (手数料等の引落とし)

- (1) 当店が受取るべき貸付金利息、割引料、手数料、保証料、立替費用、その他これに類する債権が生じた場合には、小切手によらず、当座勘定からその金額を引落すことが出来るものとします。
- (2) 当座勘定から各種料金等の自動支払をする場合には、当店所定の手続きを行ってください。

第10条 (支払保証)

当店に於いて小切手の支払保証は行いません。但し、その請求がある場合は、代替措置として当店は自己あて小切手を当座預金者に交付し、当該金額を当座勘定から引き落とします。

第11条 (印鑑等の届出)

- (1) 当座勘定の取引に使用する印鑑（または署名鑑）は、当店所定の用紙を用い、予め当店に届出てください。
- (2) 代理人により取引を行う場合は、当座預金者本人からその氏名と印鑑（または署名鑑）を前項と同様に届出を行ってください。

第12条 (届出事項の確認・変更等)

- (1) 手形、小切手、手形用紙、小切手用紙や印章を紛失または滅失等した場合、または印章を紛失または滅失等した場合、または印章・氏名・商号・代表者・代理人・住所・連絡先・職業（個人の場合）・定款・事業内容・電話番号・25%超株主等（法人の実質的支配者）・実質的支配者の本人特定事項・PEPs(重要な公的地位を有する者)等の確認を含む）認定にかかわる事項及びその他の届出事項（以下「届出必要事項」）に変更が生じた場合は、直ちに書面にてその旨を当店に届出てください。暴力団等の反社会的勢力・テロリスト・その所属団体等の指定を受ける等の場合にも、直ちに書面にてその旨を当店に届出てください。
- (2) 上記の届出必要事項内容に不備または不正がうかがわれる場合は、当店から訂正等をお願いし、適切かつ迅速なご協力等をいただけない場合は、本規定に基づく取引の一部を制限し、または口座を解約させて頂くことがあります。
- (3) 上記のほか、当店からの法令上または当店の事務手続き上の要請に基づく確認、訂正依頼・協力依頼に際し、正当な理由なく当店への連絡等による対応等をいただけない場合は、一定期間（通常 3 ヶ月）の催告の後、本規定に基づく取引の一部を制限し、または当店の判断で口座を解約させていただくことがあります。なお、当店からの催告は、事前届け出された住所または連絡先に対しなされれば足りるものとし、催告未着の責任は連絡先変更等の文書による届け出を怠った預金者に帰属するものとします。
- (4) 第1項に定める届出必要事項の変更に際し、当店への変更届出前に生じた損害・不利益等に関しては、当店に過失がある場合を除き、当店は責任を負いません。
- (5) 手形・小切手・または印章等を紛失・滅失等した場合、この預金の払戻し、解約等は、当店所定の手続を行った後に行えます。この場合、かかる払戻し、解約、等は当店所定手続後、相当の期間を置き行うまたは、保証人を立てることを求めることがあります。また当店からの預金者宛通知が不着または遅れて到着した場合でも、本来到着すべき日に到着したものと見做します。
- (6) 手形・小切手、手形・小切手用紙の再発行に際しては、当座預金者には当店所定の再発行手数料をお支払い頂くものとします。

第13条 (成年後見人等の届出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、預金者の補助・保佐・後見が開始された場合は、直ちに成年後見人等の氏名、その他当店が求める必要事項を書面により当店へ届出てください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、上記成年後見人等に加え、後見監督人・保佐監督人・臨時保佐人・補助監督人・臨時補助人等の選任がなされた場合は、直ちにこれらの監督人等の氏名、その他当店が求める必要事項を書面により当店へ届出てください。
- (3) 既に補助・保佐・後見開始の審判を受入れている場合、または後見監督人等の選任がなされていながら当店への届出が漏れていた場合は、その旨に関係者が気づいた段階で直ちに当店の求めに応じ、上記の必要な届出を行ってください。
- (4) 前 3 項の届出事項に取消または変更（含む解任）等が生じた場合にも、同様に当店へ届出を迅速に行ってください。
- (5) 前 4 項の事項に関し、当店宛の届出以前に生じた預金者の損害・費用について、当店は責任を負わないものとします。

第14条 (印鑑照合等)

- (1) 手形、小切手、または諸届その他の書類に使用された印影（または署名）（電磁的記録により当店に画像として送信されるものを含みます）を当店が届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱った場合は、それらの書類につき偽造、変造その他の事故等があっても、当店はそのために生じた預金者の損害等については責任を負わないものとします。
- (2) 手形、小切手として使用された用紙（電磁的記録により当店に画像として送信されるものを含みます）を、当店役職員が相当の注意をもって第 6 条の交付用紙であると認めて取扱いをした場合は、そのために生じた損害についても、前項と同様とします。
- (3) 本規定および別途定める手形用法、小切手用法、その他預金者が関連法令に違反したために生じた損害等についても第 1 項と同様とします。

第15条 (振出日、受取人記載漏れの手形、小切手)

- (1) 手形、小切手を振出し、または為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件を出来る限り記載してください。もし、小切手若しくは確定日払いの手形での提出日の記載のないものまたは手形での受取人の記載のないものが呈示された場合は、その都度振出人へ連絡することなく支払うことができるものとします。
- (2) 前項の取扱いによって生じた損害については、当店は責任を負いません。

第16条 (線引小切手)

- (1) 線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押なつ（または届出の署名）がある場合は、その持参人に支払うことが出来るものとします。
- (2) 前項の取り扱いを行ったため、小切手法第 38 条第 5 項の規定による損害が生じても、当店はその責任を負いません。また当店が第三者にその損害を賠償した場合には、振出人へ求償出来るものとします。

第17条 (自己取引手形の取扱い)

- (1) 手形行為に取締役会の承認、社員総会の許諾その他これに類する手続を必要とする場合でも、その承認等の有無について調査を行うことなく、支払をすることが出来ます。
- (2) 前項の取扱いによって生じた損害については、当店は責任を負いません。

第18条 （利息・残高報告）

- （１） 当座預金残高には利息をつけません。
- （２） 当座預金の受払い、または残高の照会があった場合には、当店所定の方法により報告します。

第19条 （譲渡・質入れの禁止）

この預金、預金契約上の地位は、譲渡、質入れ、その他第三者の権利設定を行うこと、または第三者に利用させることは出来ません。

第20条 （その他、取引の制限等）

- （１） 当店は、法令等の要請を踏まえ、預金者の情報及び具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金・払戻・解約等の本規程に基づく取引の一部を制限する場合があります。
- （２） 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容、及びその他の事情を考慮して、当店はマネー・ロンダリング（含む脱税取引）、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への定食の恐れがあると判断した場合には、入金、払戻・解約等の本規定に基づく取引の一部を制限する場合があります。
- （３） 前２項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等に基づき、マネー・ロンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触の恐れが合理的に解消されたと当店は認める場合、当店は当該取引の制限を解除し、解約した取引については旧取引の復活等を行います。

第21条 （解約等）

- （１） この当座預金は、当事者の一方の都合でいつでも解約することが出来ます。
- （２） 次の各号の一に該当する場合は、当店はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することにより、本預金口座を解約することが出来るものとします。なお、当店からの通知により解約を行う場合、当該通知の到達の有無にかかわらず、当該通知を届出のあった預金者氏名の住所宛に発信した時点で解約が成立するものとします。
 - ① この預金口座の名義人が実在しないことが判明した場合、または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが判明した場合
 - ② この預金の預金者が第 19 条、第 20 条第 1 項に違反した場合
 - ③ この預金がマネー・ロンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またその恐れがあると合理的に認められる場合
 - ④ この預金がマネー・ロンダリング、テロ資金供与、経済制裁関連法令を含む法令や公序良俗に反する行為に利用され、またその恐れがあると認められる場合
 - ⑤ 当店は、その顧客受入方針に基づいて、マネー・ロンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する恐れを適切に管理ができないものと認めた場合
- （３） 前項のほか、次の各号の一に該当し、預金者との取引を継続することが不適切であると当店は判断する場合は、当店はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することにより、本預金口座を解約することが出来るものとします。なお、この際解約によって預金者に生じた損害等については、当店は責任を負わないものとします。また当該解約等により当店に発生した損害・費用等は、預金者の負担とします。
 - ① 預金者が口座開設申込時および法令上の要請に基づき当店が行った取引時確認(第 12 条第 1 項記載の届出必要事項の確認を含む)・取引目的等およびこれらに係る・適正な証拠提出等の要請時（含む各取

引、定期審査時)に資料・証拠等の提供を拒絶した場合または当店に対して行った表明・確約・証拠提出等に関して虚偽または不適正な申告・証拠提出等を行ったことが判明した場合または、証拠提出が法令上または社会通念上、著しく遅れていると本店が判断する場合(なお、本店はかかる場合は、新たに適切な表明・確約・証拠提出等を求め、当該取引を実行しないことがあります。また預金者の法令違反が確認された場合は、預金者は別途法令に基づき処罰や預金凍結等されることがあります。)

- ② 本店は上記の虚偽・不適正な申告・証拠提出や著しい遅延が発覚した場合または預金者の住所が関係法令で指定される特定の地域にある場合には、新たに適切な表明・確約・証拠提出等を求め、なおかつ当該取引を実行しないことがあります。また法令の要請により、預け入れ資金の源泉・資金用途更には預金者の資産および収入状況の確認等を行わせて頂くことがあります。なおこれらの点につき預金者による法令違反が確認された場合は、預金者は別途法令に基づき処罰や預金凍結を受けることがあります。また、法令に基づいて預金等債権の消滅手続きや被害回復分配金の支払手続きの対象となり、預金者への払い戻しがされないことがあります。

- ③ 預金者が、暴力団(「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」、に規定される指定暴力団等を言う)、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動標ぼうゴロまたは特殊知能暴力団、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」と総称する)に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合

- A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって行う等、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与を行っていると認められる関係を有すること
- E. 役員または実質的に経営に関与している者が、暴力団員等と社会的に非難さるべき関係を有すること
- F. 官報で公告された国際テロリストまたはその所属団体関係者を含む重要な法令の違反者

- ④ 預金者が、自らまたは第三者を利用して以下のいずれか一つにでも該当する行為を行った場合

- A. 暴力的な要求行為
- B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
- C. 本店との取引に関して、脅迫的な言動を行い、または暴力を用いる行為
- D. 風説を流布し、偽計を用い、または威力を用いて本店の信用を毀損し、または本店の業務を妨害する行為
- E. その他前各号に準ずる行為

- (4) 本店の預金口座は、最後のお預入れまたは払戻し(手数料の引落しを除く)から10年以上、一度もお預入れまたは払戻しがない場合は、睡眠口座となり、本店はこの預金取引を停止します。なお、本項により取引停止後、預金者が本店窓口において本店所定の本人確認資料の提示を適正に行い、または本店所定の方法により、本店が本人であることを確認できた場合には、当該停止を解除します。

但し、残高のない睡眠口座については、本店において解約することができるものとします。

- (5) 前3項により、この預金口座が解約され、口座残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合は、第22条2項の規定を遵守し、残りの手形、小切手用紙等を持参のうえ、本店へ申出てください。この場合、当行は相当の期間をおき、必要な書類の提出または保証人を求めることがあります。なお、法令上支払制限がある場合は、払戻しの可否は法令に則って判断されます。

第22条 （差引計算・預金者からの相殺）

- （１） 当店に対し、預金者が弁済期の到来した債務を負担している場合、この預金の通貨種類等のいかんを問わず、当店はこの預金をいつでも当店所定の方法により相殺または弁済に充当することが出来るものとします。
- （２） この預金は、当店に預金保険法に定める保険事故に匹敵する支払不能状況や解散命令その他行政処分により、業務の継続が困難となった場合には、本条の定めにより相殺することが出来るものとします。なお、この預金に預金者による当店に対する債権を担保するため、もしくは第三者の当店に対する債務で預金者が保証人になっているものを担保するために質権等が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- （３） 相殺を行う場合の手続については、次によるものとします。
 - ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には、それらへの充当の順序方法を指定の上、通帳および当店所定の入金票の適宜の場所に届出印を押印して当店へ提出してください。但し、この預金で担保される債務がある場合は、当該債務または当該債務が第三者の当店に対する債務である場合には、預金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - ② 前号の充当の指定が無い場合には、当店の指定する順序・方法により充当を行います。
 - ③ 第１号による指定により、債権保全上支障が生じる恐れがある場合には、当店は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することが出来るものとします。
- （４） 相殺を行う場合の借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当店に到着した日までとして、利率・料率は当店の定めるところによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金の取扱いについても、当店の定めによるものとします。
- （５） 相殺する場合の外国為替相場については、当店における計算実行時の公表相場を適用するものとします。
- （６） 相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続について、別途の定めがある場合には、その定めによるものとします。但し、借入金の期限前弁済等について当店の承諾を要する等の制限がある場合においても、相殺そのものは可能とします。
- （７） 本条において、この預金と債務の通貨種類が異なる場合には、この預金は相殺または弁済充当時における当店所定の外国為替相場により、円貨または当店に対する債務と同一種類の通貨に換算できるものとします。

第23条 （通知等）

届出のあった氏名、住所宛に当店が通知または送付書類を発送した場合は、本規程に別途定めがある場合を除き、例えばそれらが延着しましたは不到達の場合であっても、通常到達すべき時点で到達したものと見做します。

第24条 （未利用口座管理手数料）

- （１） ２年以上預入れまた本条に定める未利用口座手数料以外の払戻し等、所定のご利用がない口座を未利用口座として取扱います。この場合、預金者は、当店所定の未利用口座管理手数料を支払うものとします。
- （２） 未利用口座管理手数料についての具体的な条件や金額については、当店のホームページで公表します。
- （３） 未利用口座に該当した場合、当店はこの預金取引を停止します。その解除を求める場合は、当店の窓口において当店所定の本人確認資料の提示を受けるかまたは当店所定の方法により、当店が本人であることを確認できたときに預金取引停止を解除します。
- （４） 未利用口座管理手数料は、当店のホームページに定める所定の支払日において、未利用口座から払戻請求書によらず当店所定の方法により預金口座から引落しできるものとします。

- (5) 預金残高が未利用口座管理手数料額に満たない場合は、当該預金残高全額を引落とし、未利用口座管理手数料に充当の上、当該未利用口座を解約することができるものとします。なお、残高のない未利用口座については、口座を解約させていただきます。
- (6) 引落としとなった未利用口座管理手数料についてはご返却いたしません。また、前項により解約された未利用口座の再利用の求めには応じられません。

第25条 (取引終了後の処理)

- (1) 本預金契約が前述の解約・相殺等の理由により終了した場合には、その終了前に振出された約束手形、小切手または引受けられた為替手形であっても、当店はその支払義務を負いません。
- (2) 前項の場合には、未使用の手形用紙、小切手用紙は直ちに当店へ返却するとともに、当座勘定の決済を完了してください。

第26条 (手形交換所規則による取り扱い)

- (1) この取引については、前各条のほか、関係のある手形交換所の規則に従って処理するものとします。
- (2) 関係ある手形交換所で災害、変事、その他当局規制等の止むを得ない事由により緊急措置が取られた場合には、第5条第1項の規定に関わらず、呈示期間を経過した手形についても当座勘定から支払うことが出来る等、その緊急措置に従って処理するものとします。
- (3) 前項の取扱いによって生じた損害については、当店は責任を負いません。

第27条 (適用法令等)

- (1) この預金には、日本国における外国為替等に関する法令が適用されます。
- (2) この預金に関して、訴訟等の必要性が生じた場合は、東京地方裁判所を管轄とします。
- (3) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当店判断により当店ウェブサイトへの掲載その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
- (4) 前項の変更は、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上

2023/07 改訂